

子どもと人権

「児童福祉週間」5月5日～5月11日

『すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならぬ。』

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。』

児童福祉法第一条の文言です。ここでいう児童とは、「満18歳に満たないもの」と定義されています。

近年、児童虐待、18歳未満での事件・事故が多く報道され心が痛みます。児童福祉は、特別に支援を要するとされる児童に対する施策を中心に行われていました。しかし、近年、高齢化と同時に社会の少子化が急速に進行していることもあり、すべての家庭において児童が健全に育成されること、また、児童を生き育てやすい社会環境を整えることを主眼とした施策が中

心となってきました。

「児童福祉週間」は、子どもや家庭、子どもの健全な成長について国民全体で考えることを目的として定めた、毎年5月5日の「こどもの日」から一週間です。

厚生労働省では「児童福祉週間」の標語を毎年募集し、啓発に活用しています。

平成27年度の標語は

「世界には君の輝く場所がある」です。

あわせて選ばれた入選作は、次の10作品です。

- ・大丈夫？ その一言で 笑顔咲く
- ・小さな手 君を支える 大きな手
- ・まっすぐに 見あげる瞳が 宝もの
- ・だいじょうぶ いつでもきみの おうえんだん

・見てみよう

一人ひとりの よいところ

・広げよう

やさしいところと 思いやり

・そのひとみ

かがやくみらい みつめてる

・おもいやる

気持ちを

・どうしたの

みんなで見まもる あかるいみらい

・夢を持つ

それは未来への パスポート

子どもの人権をじっくりと考える、話し合う一週間にしてみませんか。

児童福祉に関するご相談などは、市児童福祉課(☎32・2114/FA X 32・3738)まで。

「人権啓発コーナー」についての お問い合わせ先

市人権推進課(教育庁舎1階) ☎ 32・21122
FA X 33・35225
Mail: jinkensuishin@city.komatsushima.tokushima.jp

市民文芸 花みずき歌壇(309) 松並敦子・選

少しだけ陽気になって春の日を肌で感じる岸壁の風

中田町 倉橋 正則

《評》春だと感じただけで、何となく気持ちも前向きになり行動的になってくるから不思議である。長い冬からの開放感であろうか。波の音、潮の香とともに岸壁を越えてくる風に春を感じ取り、散歩中の作者も「少しだけ陽気になって」とその高揚感を巧みに表現している。

幼児といっしょに飛ばすしゃぼん玉やつと天まで届いたばんざい

立江町 湯浅かや子

親友逝き中止となりし北の旅いまも恋いおりスコトン岬

横須町 三宅 敏恵

弥生雪一粒頬を不意打ちて思い出したりマイバースデー

立江町 大西 和美

風和み季節は春を連れて来る花の蕾も日毎ふくらむ

櫛淵町 松下 玉枝

暖かい春を待つ木々雨を待つ明るいお日様へ芽を出して待つ

坂野町 橋本千代乃

病舎よりわが家に帰るは八日ぶり日の峰山の灯が見える

小松島町 川人 豊子

またしても寒気団は南下とか春への歩み打ち消すごとく

立江町 濱 耕一

一枚の障子貼らんと紙剥げど貼るのは明日あしたがあるよ

江田町 深田 伴子

積もることなき春の雪はかなさの象徴として降りつづくなり

田浦町 西 照子